

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けてさまざまな困難に直面している住民税非課税世帯等の方を支援するために、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します。

支給額 1世帯当たり10万円(1世帯1回限り)
給付対象世帯

「令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯」または、「新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)」のいずれかに該当する世帯に支給します。

※重複受給はできません。

受取方法

原則、指定口座に入金します。

令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯対象世帯

①～③すべての要件に該当する世帯。

- ①令和3年12月10日現在、八街市に住民登録がある世帯
- ②世帯員全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税であること
- ③世帯員全員が住民税を課税されている他の親族などの扶養を受けていないこと

申請方法

3月上旬に社会福祉課から確認書を送付しますので、内容を確認して、3カ月以内に返信してください。確認書が送付されない場合は、申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて9月30日(金)までに社会福祉課に郵送または窓口で提出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)対象世帯

①～④すべての要件に該当する世帯。

- ①令和3年12月10日現在、市町村の住民基本台帳に記録されている

- ②申請する際、八街市に住民登録がある世帯
- ③世帯員全員が住民税を課税されている他の親族などの扶養を受けていないこと
- ④新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月～令和4年9月の家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

申請方法

申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて9月30日(金)までに社会福祉課に郵送または窓口で提出ください。

※申請書は、市ホームページからダウンロードするか、社会福祉課窓口で配付しています。

※不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。

※確認書、申請書などに不備があった場合には、給付が遅れることがあります。

※子育て世帯への臨時特別給付や子育て世帯生活支援特別給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給世帯についても、給付対象世帯に該当している場合は受給可能です。

臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報」の搾取にご注意を

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、臨時特別給付金担当や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

申請書など送付先

〒289-1192
八街市八街ほ35番地29
社会福祉課臨時特別給付金担当

申請書など受付窓口

総合保健福祉センター1階
月曜～金曜日(祝日を除く)
午前8時45分～午後5時

臨時特別給付金コールセンター

☎0570-048-048
月曜～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後5時

令和4年度分の「福祉タクシー利用券」「高齢者外出支援タクシー利用助成券」のご案内

令和4年度分の「福祉タクシー利用券」「高齢者外出支援タクシー利用助成券」を新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年度中に交付を受けた方に限り、3月末に発送します。(申請手続きは不要です)

また、「福祉タクシー利用券」(障害者手帳をお持ちの方のタクシー券)の助成額は、タクシー料金の半額(上限額1000円)としていましたが、令和4年度よりタクシー券1枚につき500円を助成します。(高齢者外出支援タクシー利用助成券は変更ありません)

<福祉タクシー利用券>

	改正前	改正後
対象の方	・身体障害者手帳1、2級(視覚、下肢、体幹機能障害は3級) ・療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	
助成額	タクシー料金の半額(上限額1,000円)	1枚につき500円
1回の乗車で利用できる枚数	1枚	2枚まで(助成金の合計額が乗車料金を超えない範囲)
交付枚数	月2枚 年間最高24枚	月4枚 年間最高48枚
交付枚数(じん臓機能障害により人工透析を行っている方)	月4枚 年間最高48枚	月8枚 年間最高96枚

申請が必要な方

「高齢者外出支援タクシー利用助成券」は65歳以上で病気などにより運転ができない方(診断書の提出が必要)、現在、助成券・利用券の交付を受けていない方は申請が必要です。申請は郵送でも受け付けします。(令和3年度分も

申請受付中です)

申請に必要なもの

福祉タクシー利用券

- ・本人の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

高齢者外出支援タクシー利用助成券

- ・印鑑・本人確認書類

※どちらかのタクシー券を選択してください。
※現在、交付している利用券・助成券の有効期間は3月31日までです。

福祉タクシー利用券のお問い合わせ

障がい福祉課
☎443-1649
FAX443-1742

高齢者外出支援タクシー利用助成券のお問い合わせ

高齢者福祉課(地域包括支援センター)
☎443-1207

はり、きゅう、マッサージなどの利用券を交付

65歳以上の方に、はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧の利用助成券を交付します。市内外69カ所の施術所で医療保険の適用がされない施術に使用できる1枚1000円分の助成券です。(年間最高12枚交付)

令和4年度分の利用券を発送します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特例措置として、令和3年度に利用券の交付を受けた方に、令和4年度分の利用券を3月末に発送します。(申請は不要です)

令和3年度分の利用券の交付を受けていなく、令和4年度分の利用券の交付を希望される方は、本人確認書類(マイナンバーカード、保険証など)と印鑑をお持ちになり、高齢者福祉課にお越しください。

高齢者福祉課(地域包括支援センター)

☎443-1207